

其の他	一	一	一	○・四	△三
通計	一一六	一一七	六五	一五四	二二四
米國	六三四	△一、一七〇	四九二	△六二一	九一四
加那陀	二〇	△一〇四	七	△四七	△六五四
通計	六五四	一、三七四	四九九	六六八	九四一
オーストラリア	一〇六	△二二二	五一	△一〇五	四四
布陸	一	一	六	△一三三	九五
特惠なきオセアニア諸島	(四)	△(七)	○一	○一	八六
ニア諸國	一	一	六	△一三三	九五
ニユーカレドニア	○一	一	○・四	○一	四
ギルバート諸島	○・三	一	△一	一	△(九)
フィジー	一	一	△三	一	○・二
リオイテー諸島	○・一	一	△一	一	○・一
其の他	○・三	一	○・一	一	○・一
合計	一二一	二三〇	五八	一一〇九	九九
備考	九一〇	一、九〇七	六三八	一、〇七二	一、一一八
				八三二	一、四六四
				○・四	一
				○・三	一
				△三	一
				○・一	一
				△三	一
				○・二	一

一 金額は大藏省貿易統計表により単位百萬圓とす。

二 満洲國中には關東州を、中華民國中には香港を、英領印度中にはビルマを、海峽植民地中には英領馬來を、英國中には

アイルランド自由國を含む。

三 △印は輸入超過國を示す。

四 通商自由國及保護制限國は大體昭和四年を以て判斷す。

五 通商自由國開括弧内の計數は滿洲及中華民國を除外せるものとす。

#### 第四節 戰後經濟破綻時代に於ける本邦通商政策

##### 第一款 第一期における本邦通商政策

###### 第一總說

昭和四年十月世界恐慌より昭和十六年十二月大太平洋戰爭開始に至る迄即ち戰後經濟破綻時代とも言はるべき間に於ける本邦通商政策は之を三つの時期に分つことが出来る。第一期は右昭和四年十月の世界經濟恐慌より昭和八年即ち日印條約廢棄通告又は倫敦經濟會議決裂迄、第二期は昭和九年より昭和十二年七月支那事變發生迄、第三期は支那事變發生より昭和十六年十二月大太平洋戰爭開始の時迄である。右の中第一期に於ては、本邦に於ては大正七年內田戰後條約改正方針の下に依然として傳統的通商自由主義を堅持し、關稅は出來得るだけ低率に据置き、輸出入禁止制限は米穀、染料等絶対に必要なる場合の外行はず、外國國民、貨物、船舶に對する待遇は無條件最惠國待遇の交換を以て原則としたる時代である。

而して右時期の前半即ち昭和六年十二月に至る濱口、若槻兩民政黨内閣に於ては右原則嚴守の外終に多大の苦心を以て昭和五年一月十一日金本位を復活し、又同年五月十七日を以て綿絲布、セメント等に關する關稅輕減案を實施したのである。之に反し後半期即ち之に繼ぐ大養、齋藤兩內閣に於ては金本位離脱の爲、外國爲替の下落となり其の結果世界市場に對する本邦商品の汎濫となりしも、漸く之を放任し得ざるを感受し、昭和七年六月十五日には戰後第二次關稅改正を行ひ銑鐵、小麥等に對する關稅引上及從量稅品全般に對し國定稅率の上に三割五分の附加稅を實施し、又七月一日資本逃避防止令を實施し對英外國爲替相場を大體一志二片に安定せしむるの方針を探り、更に昭和八年三

月二十九日には外國爲替管理法を公布するに至つたのである。換言すれば前後兩半期に於て外國爲替對策に付ては根本的差異ありたるも、前後兩期を通じて依然として自由貿易政策的思想に制せられ、通商發展の要諦は生産費の低廉と品質の改善とにありとし、之が爲め低關稅の据置、輸出入の自由を必要とし、保護的政策としては信用補償制度の設定と、粗製品濫賣制限の目的を有する輸出組合の制定に止めた。進んで外交手段による諸外國との互惠條約の締結により本邦輸出貿易の確保を期すること、並に之が爲め國內の關稅法規を整備し又は輸出入制限禁止令の調節を計らんとするが如き對外通商政策の實行に付ては未だ充分思ひを致さなかつたのである。殊に昭和七年より昭和八年に至る後半期に於ては、通貨下落の爲め本邦商品は世界に於ける自由市場に對し恰も常勝軍の勢を以て進出したが、政府は民間輸出業者と共に斯かる輸出躍進は爲替下落の影響と言ふべきよりも、寧ろ本邦に於ける金本位維持時代に於て敢行せる產業合理化による生産費低減による当然の結果なりとの樂天的意見に制せられてゐた。而して元來本邦品の廉賣は先方消費者の利益なるのみならず、先方の製造業者も亦之に刺戟を受け速に本邦と等しく充分なる產業の合理化を行ひ以て本邦品と堂々と競争し得べきに至らんこと至當なるも、是等先方製造業者に於て廉賣品の輸入に反対する以上其の利益の爲め暫く本邦側に於て隱忍妥協政策に出で、自制的に本邦よりの輸出數量及賣渡價格の上に制限を加ふることも已むを得ざるところなるべしと云ふにあつた。即ち右様世界のあらゆる市場に對し本邦輸出品の躍進を見るに至りしは寧ろ興國日本の徴として慶すべきことに屬するが故に、其の根本原因たる自由主義は之を堅持するを要す。本邦爲替相場の下落の如きも諸外國より種々の非難あるも、之は自然に放任すれば前記輸出増進により自然回復すべきものであるとの樂觀論が強かつた。從て昭和八年に於ける倫敦經濟會議に對する本邦政府の方針も亦世界各國が通商自由主義を堅持し、外國輸入品に對する高關稅の賦課、輸出入の制限禁止及差別待遇を强硬に主張すべしと云ふにあつた。之れに反し英國代表等の主張せる諸外國に於ける關稅引上、輸出入禁止制限及差別待遇の張すべしと云ふにあつた。

窺ふことが出来る。

第三 戰後第二次第三次關稅改正

從て本時期に於て行はれたる關稅改正中前半期に於ては單に輸出產業に必要なる原料及資材の輸入稅を免除輕減せ起るに至りたる根本原因を除去する爲め先づ外國爲替相場を安定せしむるの必要ありとの主張に對しては寧ろ論議を忌避せんとの態度を採つたのである。右は第二節に於て述べたる倫敦經濟會議に於ける石井代表の演説に付ても之を窺ふことが出来る。

第一 戰後第二次第三次關稅改正要領

稅番品	目	改正稅率(每百斤)	舊稅率(同上)
二七二 綿織絲	一 聖撲のもの	三・七五 七・三五	五・八〇 一一・三〇
二七二の二 特殊綿絲	甲 生のもの	無 稅	○・一五
四三一	セメント		○・三〇





政友會内閣時代の大養首相暗殺の後を受けて成立せる所謂學國一致齊藤内閣は昭和七年五月二十六日成立せるが、六月一日召集の臨時議會に於て前大養内閣より留住せる高橋藏相により關稅改正案が提出せられ、無修正可決を見て同年六月十二日之が公布を見るに至つた。之を少しく説明する。

曩に第五章第四節第五款に於て述べたる大正十五年三月二十九日實施濱口内閣時代の戰後第一次關稅改正に於ては、大戰後の影響を受け之が改正を緊急とするものに止め、大戰に基く根本的改正は之を他日に譲ることとなり、之が爲め政府に於ては右根本的關稅改正を審議せしむる爲め大藏省内に關稅常設委員會を新設したのである。而して右第一次關稅改正案議會通過の際、民政黨側は法律案可決の附帶條件として、又政友會側は希望として多數物品に付、右關稅常設委員會に於て關稅改正を審議すべきことを決議したが、爾後大藏省に於ては右兩決議所載物品の關稅改正に付き研究の後昭和五年五月井上藏相時代には不取戦後第二次關稅改正として綿織絲等に付關稅輕減を實行せるが、昭和七年六月第三次關稅改正に於ては廣範圍に亘り小麥、小麥粉、バター、コンデンス・ミルク、銑鐵及鐵製品の一部、懷中時計部分品、木材（殊に南洋材）に對し適當なる引上げ修正を加へ、更に小麥關稅引上との均衡上穀粉の原料たる高粱及玉蜀黍にも關稅を引上げ、黃燐及赤燐、クロール酸加里、カーボン・ブラツク、ピッチ及アスファルト類、石絨製品、鐵線、リード・ワイヤ、管、バーべト・ワイヤ、安全剃刀、マグネシーム、醫療器、自動車部分品、及鐵製ローラーに對し國產發達の狀況に鑑み保護の目的を以て少許の引上げを爲し、反面頁岩油より分溜の粗製バラフィン・ワツクス（滿洲國生産物を目的とす）改造成用屑及故セルロイドを新たに無稅とするものである。蓋し大正十五年の戰後第一次關稅改正の際議會兩黨側より關稅再改正に關する希望決議ありしも、前述の如くなるも其後濱口、若槻兩民政黨内閣に於ては金解禁に基く善後措置たる物價引下、產業合理化及金輸出解禁の三問題に忙殺せられ、而して關稅の引上げは右物價引下政策と矛盾するものと認められ之が實現に付難色あるに至つた。然るに一九

三〇年（昭和五年）六月十七日米國に於てスムート・ホーレー關稅法成立し、本邦品に對し一般的に多大の關稅引上げを爲すの外、同關稅法第三百三十條以下に於て關稅調查委員會に對し内外競爭品の比較生產費に關し正確なる調査を爲すべきことを規定し米國生製品と競爭する外國輸入品が米國に於ける生產費よりも低廉價格を以て輸入せらるゝ場合に於ては、米國大統領は右關稅調查委員會の勸告に基き議會に附議すること單獨に大統領令を以て當該物品の現行關稅の上に五割以内の引上げを行ひ得べく、又之に反し米國に於ける製品の生產費が外國輸入品の夫よりも低きに至るときは、同様關稅調查會の勸告に基き現行關稅の上に五割以内の引下げを爲し得べき權限を有することとなつた。即ち大統領行政權のみを以て現行關稅に對し五割以内を引上げ又は引下げ得べき所謂伸縮關稅に關する規定が挿入せらるゝこととなつた。其他同關稅法に於ては第三百三十七條に於てダンピング貨物に對しては輸入を禁止又は制限し得べきことを定め、第三百三十八條に於ては報復關稅に關する規定を設け、第三百三十四條に於ては從價稅品の課稅價格決定に關する規定を設けられた。是等米國關稅法の規定は米國と等しく獨白等歐洲大陸通貨下落國よりの輸入貨物殊に鐵材等の廉賣に苦しみ居る本邦當業者に對しては最好の妙藥と思考せられた。依て彼等は政府に對し關稅改正案に對し通貨安定金解禁による根本的成案を急速に提出すること不可能ならば米國の爲すところに倣ひ伸縮關稅制を採用すべきこと。若又右すら不可能ならば關稅定率法第五條ノ二所載ダンピング關稅委員會を活動せしめ前記通貨下落國より輸入の鐵材等に對し關稅を引上げべきことを要望するところあつた。然れども是等の提議は一も政府に於て採用するところとならず、又民間一般の輿論も亦斯くの如くして米國の爲すところに倣ひ戰後通商政策の基調たりし通商自由主義を拠棄することは其の宜しきを得ざるものとした。（東洋經濟新報昭和七年五月廿一日號參照）

### 第三 銑鐵關稅の引上

本邦民間製鐵業者の組織せる日本鐵鋼協會の主張によれば、獨、佛、白、波等歐洲通貨下落國の鋼材廉賣は大正十

五年の關稅改正により從價一割八分を基準とする從量稅（明治四十四年改正關稅は條及竿每百斤〇・六〇圓が、大正十五年の改正により每百斤一・一〇圓となる）に變更せるにより何等充分なる保護を與ふるものに非ず、又同關稅改正在於て定率法中に挿入せられたるダンピング貨物防止に關する規定は、右ダンピング防止委員會未だ組織せられざる有様にて何等效果を示し居らず、殊に昭和六年九月十八日英國は金本位を離脱したる後印度に於けるルーピー貨も亦同様に下落するに至りたるを以て夫れ以來タ・タ等の印度生産銑鐵は到底本邦に於て競爭し得ざる値段を以て輸入せらるゝに至つた。即ち當時日本鐵鋼協會側に於て調査せるところに依れば、本邦に於ける銑鐵の生産費三十圓乃至四十圓なるに對し、印度は三十圓の沖着値段を以て輸入するに依り、現行關稅每百斤〇・一〇圓即ち噸一圓六十七錢なるものを、噸五圓即ち從價一割五分見當に關稅を引上ぐることは絶対に必要なりと云ふにあつた。之に對し消費者側は當時に於ける本邦銑鐵の生産額（滿洲產を包含す）百三十八萬五千噸に對し輸入銑鐵は十五萬噸に過ぎず、又關稅待遇如何に拘らず印度銑鐵の輸出能力は増加し得べきものに非ずと現行關稅据置を主張せるも、製鐵業者は右印度銑鐵輸入量は多額ならずとするも、右廉賣輸入の爲め銑鐵の價格は下落に下落を重ね到底現状の儘にては經營困難である。大正十五年關稅改正の際政府は關稅引上げに代へ製鐵獎勵法を制定したが、右法律による獎勵金下附は銑鋼一貫作業の場合に限られ、又右獎勵金額は毎年の政府豫算により限定されるが故に、事業經營に必要な程度の充分なる獎勵金を享受するを得ずと主張した。右當業者主張の中、昭和六年九月の英磅引下げを理由とせる點は其後同年十二月本邦も亦金本位を離脱し、圓貨は磅貨以上に下落するに至つたが故に理由薄弱となりしも、右圓貨引下後も銑鐵の價格下落は止まざりしに付、結局齊藤内閣に於ては對印通商交涉上外務當局に於て異議ありたるに拘らず、昭和七年五月二十日關稅委員會の決定を經て同年六月一日開會の臨時議會提出の關稅改正案中に前記の如く銑鐵に對する關稅引上げをも包含せしむるに至つたのである。尤も右銑鐵關稅引上げに關し最も困難なる問題は、之れを最惠國條款の引上げをも包含せしむるに至つたのである。

關係上滿洲國生産物にも適用せざるべからざる點に在り、依て政府に於ては間接手段を以て右滿洲國生産物に對する負擔增加を免れしむることとした。即ち大藏省に於ては滿洲國よりの銑鐵輸入により新關稅法適用上增收し得べき關稅收入額の範圍内に於て關東都督府豫算に於ける政府交付金を特に増加し、關東都督府に於て右増加を受けたる豫算額より滿鐵等に對し製鐵獎勵金を下附する方法を決定した。尤も右決定は對外關係に鑑み之を機密に附されたるものである。尙本關稅改正に於て遺憾なりしことは、銑鐵關稅引上げと同時に屑鐵に對しても權衡上一割五分の關稅を課すべきかりしも、依然無稅が据置かれし爲め爾後銑鐵に代へ屑鐵の輸入激增、本邦製鋼業は屑鐵混入を以て本位とするに至り、之が爲め政府當局が希望したりしが如く銑鋼一貫作業による製鋼業の發達を見るに至らず、本邦製鋼業は何處迄も低廉なる米國產屑鐵に依存することとなりたることである。

参考の爲め昭和七年の銑鐵關稅引上前後に於ける本邦に於ける銑鐵相場の變動並に銑鐵及鋼材の本邦に於ける生產輸出入額表を示せば次の如くである。

第十三表 本邦に於ける銑鐵相場表

年 次	一 月	六 月	一一 月
昭 和 五 年	四八・〇〇	四五・〇〇(五月)	四〇・〇〇
〃 六 年	三九・〇〇	三五・〇〇(五月)	三三・〇〇
〃 七 年	三二・〇〇	三二・〇〇(五月)	三七・〇〇
〃 八 年	三四・九〇	三四・九〇	五一・〇〇
〃 九 年	五一・〇〇	五一・〇〇	五一・〇〇
一〇 年	五七・〇〇	五四・五〇	五四・五〇

一 一 一 一  
四 三 二 一  
年 年 年 年  
五 五 五 五  
四 四 四 四  
三 三 三 三  
二 二 二 二  
一 一 一 一

(二) 相場は釜石第三號により一頓の相場とす。  
単位は英頓とす。

第十四表 銑鐵輸入及生產額表

一 本表は商工省鑛山局調査掲載ダイヤモンド社統計年鑑より作成す。差引需要額とは内地生産額に輸移入額を加へたる合計額より輸移出額を差引けるものとす。

第十五表 鋼材生產及輸入額表

第六章 戰後經濟破綻時代に於ける世界情勢及本邦通商政策

八 年	四、七九一	四〇〇	一一二九	一一、七六七
九 年	三、三二五	三七一	一一四七	一一、一五五
一〇 年	三、九七六	三一六	一一六七	一一、九二二
一一 年	四、五三七	二九六	一一四七	一一、九九六
一二 年	不明	四〇七	二〇	不明

## 備考

一 単位千噸。

二 本表はダイヤモンド社統計年鑑所載商工省鑑山局調査による。

三 生産額中には滿洲國より輸入のものを包含し、差引需要額とは内地生産額に輸移入を加へた合計額より輸移出を減じたるものとす。

## 第四 戰後第二次關稅改正の影響

上記昭和七年關稅改正に關し注意すべきことは、關稅改正前昭和六年末の金本位離脱による爲替相場下落を見透し昭和六年中に多額の見越輸入ありたる爲め昭和七年關稅改正の爲め同年に於ける見越輸入は比較的少なかりしことである。尤も兩年を通算するも輸入超過高一億九百萬圓に及ぶに過ぎざるも正貨出超額は前記濱口内閣井上藏相時代に於ける金本位樹立の爲めに外國爲幣統制買等の爲め五億三千百萬圓と云ふ空前の巨額に上つた。又右齋藤内閣昭和七年の關稅改正により前記銑鐵、小麥、自動車部分品等に對する關稅引上及從量稅品全部に對し三割五分の附加稅の增課ありたるに拘らず、圓貨下落の爲め關稅平均率は前述の如く却つて漸次低下せられたるのみならず、一般經濟不況に基く輸入壓迫の爲め豫期の如く關稅收入を増すことを得ず、昭和八年の關稅收入額は一億千六百萬圓にして、昭和六年に比し僅に四百萬圓の增收に止つた。尤も本邦輸出產業の繁榮により無稅品並に原料及原料用製品の輸入割合は益々增高し、兩者を合したものゝ比率は昭和六年に於て六〇・三より昭和八年には七九・〇となり、之に由主義の見地より出來得るだけ文字通り厳格に條約を解釋せんとする老婆心に出でたるものであらう。

## 第一款 第二期に於ける本邦通商政策

## 第一 總 説

前記の如く第一期に相當する昭和四年乃至八年の間に於ては昭和四年世界恐慌後に於ける世界經濟状勢に順應し本邦に於ても當然大正七年制定の戰後條約改正方針に適當なる修正を加ふべきであつたが、之れを爲さざりしのみならず、濱口、若槻の兩民政黨内閣及金本位離脱後に於ける大養、齊藤兩内閣に於ても依然として之れを單なる自由貿易主義と同視し前記大正七年戰後條約改正方針第一中段所載本邦國定稅率の「輕減又は据置により本邦輸出貿易の増進し得る場合に於ては雙務的に關稅協定を締結すること」云々なる字句の如きは殆ど顧みられざりしは遺憾である。蓋し右の如き雙務的關稅協定は事、外務、大藏、商工、農林、拓務の各省に關聯せるが爲め小村、内田兩外相時代に於けるが如く外務大臣の下に有力なる機關を設置し、外務大臣に於て指導的地位を有するに非ざれば、實行不可能である。昭和五年五月六日日支關稅協定に於ては幸ひにして互惠方針採用せられ本邦側に於ても夏布、絹織物、刺繡布の

三品に付關稅據置を承諾せるも、右は論するに足らざる程の報酬であるのみならず、右日支關稅協定は期限僅に三ヶ年なりしが故に、昭和八年五月には其の效力を失ふた。而も大正十四年三月十日日英協定稅率廢止後本邦に於ては右支那との互惠關稅協定の外、佛蘭西及伊太利との間に鐵詰、蠟詰の果實、葡萄酒、シャンパン、ヴエルモット、香水、化粧品、石鹼、齒磨粉、莫大小機械、オリーブ油、帽子、傘用綿布、鉢鉗等對手國の特產品に付關稅協定を有するのみとなりしが故に、諸外國は本邦との間に通商條約を締結し最惠國條款を有するも有せざるも差したる利害關係なきに至つた。之に反し本邦は對外通商發展上並に移民の送出及在留日本人保護の爲めに諸外國との間に通商條約を締結するを必要とした。右通商條約中にある最惠國條款の下に對手國に於て存する多數の協定稅率又は最低稅率適用を受くること並に右本邦移民の入國及一般在留邦人の居住、企業に對し完全なる均等待遇の保證を得ることを絶対に必要とした。依て諸外國は本邦との間に條約關係の設定に付多大の關心なきに反し、本邦は對手國との條約關係設定に汲汲たらざるを得ざるものがあつた。加之右本邦に於て單純なる通商自由主義に膠着する結果前記の如く通商自由主義を採用する英、蘭等への本邦よりの輸出は益々増進し、之に反し米、獨、加奈陀、濠洲等保護制限主義を採用する國よりの輸入は益々増進した。而も右現象は昭和六年末邦貨下落後拍車を掛けられ、諸外國との貿易關係は甚しき輸出超過、然らざれば巨額の輸入超過と云ふ不均衡なる片貿易關係となつた。

## 第二 倫敦經濟會議決裂の本邦通商政策に及ぼせる影響

斯くて昭和八年六月より開催せられたる倫敦通貨經濟會議に於て本邦代表は通商障害撤廢に關し國際間に何等かの協定成立せんことを主張せしも、右主張は通貨價格の不均衡なる世界經濟狀態の下に顧みられるのみか、米國は同年六月米國議會に於て米貨引下げの權限を大統領に附與するの決議を成立せしめ、大統領は右決議の下に昭和九年一月三十一日米弗を約英磅下落率に準じて百六十九分の百に引下ぐるに至つた。英國は倫敦經濟會議決裂後益々帝國特惠

關係を強化し、更に進んで昭和八年四月十日付を以て本邦に對し六ヶ月の豫告を以て明治三十七年八月二十九日以來繼續中の日印通商航海條約の廢棄を通告するに至つた。斯かる情勢の下に昭和八年倫敦經濟會議決裂前後より本邦朝野に於て本邦通商政策に對し根本的變革を加ふるの必要を呼號するもの益々有力となつた。而して右變革の要旨は、(一)從來に於けるが如く單純なる通商自由主義を拋棄し、之に充分なる互惠協定主義を加味すること、(二)單一關稅制に代ふるに複關稅制を採用すること、(三)前記互惠協定の締結及複關稅制の運用を容易ならしむる爲め對外通商に關する中樞官廳を設置することの三點であつた。換言すれば從來に於けるが如く條約其他對外通商交渉は外務省に、關稅改正關係は大藏省に、輸出入禁止制限、信用補償制度運用及輸出組合の取締は商工省に、又一般的に產業關係は商工又は農林省と云ふが如き割據主義を打開し、通商貿易關係に關する限り何れか一個の獨立官廳に一元化するの必要ありと云ふのである。從來本邦品の輸出増進及之に對する對手國の行ふ制限措置に付ては前記商工省監督下の輸出組合に於て輸出品の價額、或は其の輸出單價を調整し並に商工省監督の下に特定地域への輸出に對し信用補償を行ひ又粗製品の輸出を取締る爲め輸出品の検査を爲すと云ふが如く、何れも本邦側に於て一方的に受動的措置を講ずるに止り、是等對手國に向つて本邦品に對し加ふる高關稅を引下げ又は据置かしめ乃至は相手國の本邦品に對する輸入制限を撤廢緩和せしむるが爲めに本邦側に於て相手國よりの輸入品に對し關稅引下げ其の他相手國よりの輸入額增加を計るが如き積極的手段は採り得ざるところであつた。即ち從來本邦當局に於ては、本邦側の輸出増進を對手國よりの輸入増進と相連繫せしむることに付何等の工夫なきこと換言すれば互惠求償的策を施すこと充分ならざりし點を最も遺憾とせられた。斯かる際に於て日印條約の廢棄を英國より通告せられ、本邦朝野は通商貿易政策の轉換を絶対に必要とすることを感得するに至つた。而して當時通商貿易政策の轉換方法として思考せられたことは左記三點に外ならない。

(一) 互惠的基礎の下に於て本邦が輸出超過となり居る國よりの輸入商品に對し本邦は關稅の輕減、据置を受諾し、

又右輸出超過國よりの原料品其の他の購入を多くすること。

- (乙) 輸入超過國に對しては互惠的基礎の下に本邦輸出品に對する關稅の輕減、据置及輸入制限禁止の緩和撤廢を約せしめ以て貿易額の均衡調節を計ること。
- (丙) 複關稅法を制定し無條約貨物に對しては自動的に高關稅を受けしむべき仕組となすこと。

### 第三 通商擁護法の制定

敍上倫敦經濟會議決裂後本邦通商貿易政策の轉換の必要が朝野に於て強く感受せられたる際廣田外務大臣は昭和八年秋より外務省に外務大臣を會長とし、官民専門的權威者より成る通商審議會なるものを設けた。右通商審議會に於ては小村條約改正又は内田戰後條約改正の際と異り關係官廳當局者のみならず、廣く民間權威者を委員中に加へたることは其の特色とするところであるが、右は通商政策刷新に關する統一的民間意見を關係各省に反映せしめんが爲めである。從て民間委員としては貴族院議員倉知鐵吉、前農商務次官鶴見左吉雄、日本銀行副總裁深井英五、正金銀行頭取兒玉謙次、日本郵船社長大谷登、大阪商船社長村田省藏、横濱商業會議所會頭井坂孝、三井物産社長安川雄次郎、三菱商事社長三宅川百太郎氏等有効なる經驗者が依囑せられた。同審議會に於ては豫期せられたるが如く倫敦經濟會議の決裂、日印通商條約の廢棄等を生じたる世界通商貿易上の深刻なる情勢の下に本邦に於ても最早傳統的通商自由政策に膠着し得ざることが主張せられ、慎重審議を重ねたる結果昭和九年二月左の建議案を可決した。

「世界各地に進出し居れる本邦品に對する各國の輸入防遏的措置は最近特に甚しきを加へ、中には本邦との通商條約をも廢棄せんとするの情勢にあり、依て政府は本邦の通商を擁護する爲め機宜の措置を講じ得るやう至急法律を制定せらるゝの要ありと認む」

依て廣田外相に於ては右建議の趣旨に副はんが爲關係省と內協議を遂げたる後有效期間を三ヶ年に限定せる貿易調

整及通商擁護に關する法律案を帝國議會に提出することに廟議を決定し、帝國議會に於ては政府提出案に對し僅少の修正を加へたる後昭和九年四月七日法律第四十五號を以て通商擁護法なるもの公布せらるゝに至つた。其の要旨は第一條に規定してゐる。即ち

「第一條 政府は外國の執り又は執らんとする措置に對應して、貿易を調節し又は通商を擁護する爲特に必要ありと認むるときは、勅令の定むる所に依り關稅調查委員會の議を經て、期間及物品を指定し、關稅定率法別表輸入稅表に定むる輸入稅の外、其の物品の價格と同額以下の輸入稅を課し、若は輸入稅を減免し、又は輸出若は輸入の禁止若は制限を爲すことを得。」

前記通商審議會建議の趣旨とするところは更に一步を進め政府に於て今後互惠貿易主義を採用すべく、而して右互惠條約の締結を容易ならしむるやう明治四十三年關稅定率法に對し根本的改正を加へんことを希望したる次第なるも、右明治四十三年關稅定率法に對し根本的改正を加ふることは關係當局に於て其の餘裕なきことを説明せしを以て廟議に於ては之より先き民間諸團體に於て要望せしところをも參照し、前述一九三〇年のスムート・ホーリー關稅法の規定する伸縮關稅の例に倣ひ通商擁護法なるものを制定するに決したる次第である。即ち行政權の運用により海外情勢に即應し輸入物品の價格逆關稅を増徵し、又は無制限に之れを減免し得べく且つ必要ある場合には輸出入の禁止制限をも爲し得べき緊急的法律を成立せしむるに決定したのである。要は行政權の運用を以て廣く互惠主義を實行せんことを欲したものである。然るに右法律案が帝國議會に於て審議せらるゝ際互惠主義の實行を行政權の自由に任することは立法權を害するものなりとの非難ありたるが故に、政府は本法律の下に關稅の引上げ又は引下げを爲す場合に於ては豫め關稅調查委員會の議を經て勅令を以て定むべきものなることを明かにし、又右審議を掌るべき關稅調查委員會中には帝國議會を代表すべき數名の貴族兩議員をも參加せしむべきことを併せて明かにしたのである。

蓋し條約締結権により諸外國との間に互恵協約を締結し、相手國産物品の關稅を引下ぐる場合には帝國議會の同意を経るを要せざることであり、又關稅定率法第四條により本邦の船舶、生産品若は本邦を通過したる物品に對し他國の船舶生産品等よりも不利益なる取扱を爲す國の生産等に對しては勅令を以て物品を指定し、關稅の外當該物品の價格と同額以下の報復關稅を課し得べき次第なるを以て一見必ずしも本法律の公布を要せざるが如く見ゆるも、本法律の目的とするところは右様條約の締結を俟たず相手國との交渉上必要ある場合に於ては其の輸入物品に對する關稅率を勅令を以て引下げ得ること、並に對手國に於て本邦商品に對し未だ差別的待遇を爲さざるもの之を爲さんがあつて條約の廢棄を通告するが如き場合には吾より進んで對手國より輸入の物品に對して關稅を引上げ又は更に進んで其の輸入の制限禁止を爲し相手國をして反省せしめ得べきものである。即ち通商擁護法なるものは本邦關稅定率法に對し根本的改正を爲す代りに之を爲したると同様無條約關係防止を目的とする複關稅法の設定、輸出超過國よりの輸入物品に對する關稅輕減及輸入超過國よりの輸入物品に對する關稅の引上げ、輸入の制限禁止をも勅令を以て爲し得べきものとしたのである。從て若し政府に於て同時に貿易振興に關し適當なる中樞機關を設置するならば、政府は本法律の下に有する廣汎なる權限の下に諸外國との間に自由に互恵求償主義による交渉及條約の締結を爲し得べきものであつた。

併し事實に於ては該法律の下に政府が爲したことは後に述べるが如く當時本邦商品を特に虐待し居たる濠洲及加奈陀に對し之を適用し得たるに止まり、又其の適用振りも關稅定率法第四條に定むる報復規定の適用と大差なきものであつた。通商擁護法を活用して英吉利、和蘭、泰、イラク、埃及、南阿聯邦、中南米諸國等本邦よりの輸出超過國又は獨逸、伊太利、白耳義、諾威、瑞典、瑞西、北米合衆國、支那、滿洲國等の如く輸入超過額大なる國との間に互恵主義を運用して對手國よりの特產輸入品の關稅を輕減し、或は對手國よりの輸入品の數量を制限する等の形成の下に國別に貿易關係を調節するが如きことは到底實行至難のことであつた。蓋し通商擁護法の下に對手國よりの輸入物品の

關稅を引上げる場合は商工、農林當局は勿論大藏當局と雖も之に反対する場合少なきも、之に反し關稅を引下げる場合は大藏當局は勿論商工、農林兩局に於て異議ある場合が多いからである。即ち有力なる中樞機關なき限り斯かる關係當局の反對異議を押切り貿易増進の見地より互恵協定を締結せしむることは至難なることであつた。政府の行政組織上外務省は外交に、大藏省は財政に、商工、農林は產業に重心を置くに對し、貿易増進に專念すべき中樞機關は之を缺除して居るのであつた。從て關係當局苦心の結果成立せる通商擁護法も充分なる效果を示さず、結局政府委員が當時帝國議會に於て言明せるが如く所謂「傳家の寶刀」たるに止まり之れを活用する機會なくして終りたるは遺憾である。只右の如き「傳家の寶刀」を以て加奈陀、濠洲との貿易關係を幾分たりとも改善し得、又爾後右「傳家の寶刀」の存する所以により本邦商品を遭遇する他の諸國をして其の待遇の改善に關し相當關心せしむるを得たるの效は否むべからざるところである。尙右通商擁護法に於けるが如き有力なる貿易増進に關する武器を政府に附與せるに拘らず、政府に於て之を利用し充分其の效果を擧げ得ざりしことは其後官民の間に貿易中樞機關設定の必要が一層痛感せられ、終に昭和十一年廣田内閣時代に於て内閣直轄の大貿易局設置が計畫せられ、次いで昭和十四年阿部内閣時代に貿易省設置が計畫せられたる所以である。

#### 第四 根本的關稅改正の必要及馬場關稅改正案の内容

要するに昭和九年四月制定の通商擁護法を有效に實施するが爲めには、一方之が背景となるべき根本的本邦關稅改正と、他方之が運用を主管すべき強力なる中樞機關の存在を必要としたのである。而して前者に付ては、從來の如く財政及び産業保護の點のみならず、海外貿易の擁護伸張の點に最重點を置き、就中左記各項を參照せる根本的關稅改正を施行すべきであった。

一 明治四十三年關稅定率法制定の當時の現行稅率算出の基礎從價割合、及び其後に於ける本邦産業發達狀態を參照

酌し財政、産業、貿易の三者の必要を充足するところの根本的關稅改正案を編成すること。

- 二 大正十三年奢侈關稅法及び昭和七年從量稅附加稅法を廢止し、右兩稅法の目的とする趣旨は第一項稅率算出の基礎從價割合の決定に參照すること。

- 三 對外貿易擁護の見地より低度の複關稅率を設定し、右の内最高稅率中には二、三無稅品をも包含せしむること。

- 四 互惠條約締結の目的を以て輸入超過國及び協定可能國よりの主要輸入品の關稅に對しては豫め適當の調整を加へ置くこと。

- 五 輸出稅は設定せず、輸出入の制限は極度に局限すること。又輸入稅の引上は上記財政、産業、貿易上等必要止むを得ざる限度に止むること。

- 六 最惠國條款は無條件主義の繼續を可とするも之が解釋は相互的とすること。

- 七 日滿特惠關稅設定の方針を確立し、右方針を以て列國との條約改正を爲すこと。但し右條約改正實施に至る迄は日滿經濟委員會の運用により一般的互惠協定、戻稅、獎勵金の下付其他適當の方法により右方針を實行すること。

- 八 現行日伊協定稅率等に對しては相互的基礎の下に金貨拂協定のものと解釋し、協定稅率に對し適當の係數を附加すること。

九 圓貨の爲替相場に對して、磅建一志二片の現基準を動搖せしむるが如き措置は極力之れを防止すること。

依て昭和十一年三月九日成立せる廣田内閣は右朝野の要望に鑑みるところあり、後者に付ては日本經濟聯盟等の建議を容れ内閣内に總理大臣直轄下に有力なる貿易局設置を決すると共に、前者に付ては馬場藏相の手により右根本的

關稅改正に關する關稅定率法改正案が關稅審議會の議を經て同年末の第六十八議會に提出せらるゝに至つた。其の内容は大體次の如くであつた。

- 一 重要產業又は原料に關する國策に對應する爲め輸入稅率及關稅制度に付根本的改正を爲すこと。

- 二 前記目的の爲め大正十三年法律第二十四號による贅澤品輸入稅及昭和七年法律第四號による輸入稅の從量稅率附加に關する法律を廢止し、之を一般關稅に繰入れること。

- 三 外國貿易統計の不備改善に資する爲め外國貿易統計稅を設定すること。

- 四 外國貿易の伸展を圖る爲め特に必要なる施設に要する經費に充つる目的を以て輸出品の一部に對し從價百分の一定程度の輸出統制稅を設置すること。

- 五 本邦產業上差支なき有稅品中五百七十七品目即ち總稅目中の四割に對して複關稅法を制定すること。

而して右關稅改正の結果一般關稅收入は一億五千八百萬圓より三千八百萬圓を增加して、合計一億九千六百萬圓となるべく、其の他前記輸出統制稅及貿易統計稅兩者より各四百萬圓の增收を得べきものと見積られた。

前記馬場關稅改正の着眼せるところは略々前記昭和九年制定通商擁護法の前提たるべき根本的關稅改正として其の要を得たるものにして、就中大正十三年の奢侈品十割關稅を緩和の上一般關稅に繰入れることは其の當を得たるものと言ふべく、以て本邦關稅は事實世界に類例なき程度に低率なるに拘らず右十割關稅あるが爲め諸外國より異常の高關稅國なりとの非難あるを防止し得べく、又複關稅率の設定により諸外國が常に本邦に對し條約廢棄を以て威嚇し來るを防止し得べき利益があるものである。尤も政府は右馬場關稅改正の際如何なる程度迄將來に於ける互惠協定の締結を眼中に置きて稅率を定めたるやは不明なるも、當時に於ける本邦產業の狀態を以てしては、右馬場關稅たるや輸出貿易の増進を確保し得べき場合には互惠の基礎の下に相當引下げの餘地ありたるものと認めらるゝのである。本關

稅改正案に對し民間の輿論は大體に於て之に賛成したるも、一面傳統的通商自由主義觀念未だ強く羊毛に對する從價五分課稅竝に輸出統制稅及貿易統計稅の設定を以て無要なる負擔を本邦輸出業者の上に加ふるものと爲し、他面互惠貿易主義の上より複關稅品目中に棉花等の無稅品竝に他の多數の有稅重要品目をも包含せしむるに非ざれば、其の效果を充分發揮せしめ得ざるものなりと主張した。

### 第五 本邦戰後關稅制度批判

當時外交時報（昭和十二年二月一日號）に「本邦關稅改正批判」と題して發表せる筆者の論文はよく馬場關稅改正案の內容と民間非難の要點を説明し居るを以て参考の爲め茲に其の全文を轉載す。

吾人は曩に（註）本邦に於ける從來の關稅改正が常に主として財政產業の見地より立案論議せられ、明治四十三年小村條約改正の際以外は、對外貿易發展の見地より論議せられたる場合んど之れなきを遺憾とすると共に、次回の關稅改正に於いて右對外貿易發展の見地より考慮すべき要點として、左の數點を指摘して置いた。

一 次回の改正關稅に於ては本邦產業、財政、貿易三點より考量せる根本的關稅改正案を提出すること。從つて大正十三年奢侈品關稅法及び昭和七年從量附加稅法は之れを廢止し、其の趣旨は右根本的改正關稅中に包含整理すること。

二 主要貿易關係國との間に關稅の輕減及び輸出入品の求償を包含する互惠協定を出來得る丈け廣き範圍に於いて締結すること。

三 従つて明治四十三年小村條約改正以來決定せる無條件最惠國主義を基礎とする國定協定關稅制度は之れを維持する可とするも、之れが補助的政策として、（甲）複關稅制度及び（乙）日滿特惠關稅制度の實現を期すること。從つて大正十三年等を主張し置きたるが、政府に於いては客年十一月二十七日の閣議に於いて本年度豫算案を決定公表すると共に、客年十二月二十三日一般關稅改正案の全貌を公表することとした。右關稅改正による國庫增收は本年度に於いて三千八百二萬六千圓、此外一般民間に甚だ不評なる外國貿易統計稅四百二十八萬圓、及び輸出統制稅三百九十八萬三千圓なるが、右三口を合するも收入額は

四千六百二十八萬八千圓、即ち一般增稅額の十分の一にも充たざるも、一般本邦經濟界に及ぼす影響は關稅の性質上一般内國稅の數倍にも比すべきもの在るを以て、茲に改めて本邦關稅改正問題の經過及び其の本邦貿易に及ぼす影響に付き卑見のあるところを記述することとする。

（註）外交時報昭和十一年十一月中旬號「對外貿易發展の見地より來るべき本邦關稅改正を論ず」

### II

先づ前論文との關係上政府の一般財政計畫に付き一言せんに、政府が客年十一月二十七日の豫算閣議に於いて決定せる本年度豫算案によれば、歲出總額三十億四千百萬圓、内一般行政費十二億一千四百萬圓（地方財政調整交附金二億二千萬圓を含む）、陸海軍事費十四億〇九百萬圓（内陸軍費七億二千八百萬圓、海軍費六億八千百萬圓）、國債費四億〇八百萬圓にして、之れに對する歲入總額は經常部に於いて二十億千八百萬圓、臨時部に於いて十億二千三百萬圓、合計三十億四千百萬圓なりとす。而して右歲入總額中租稅收入に屬するものは經常部に於いて一般租稅收入十四億二千四百萬圓、及び印紙稅收入九千九百萬圓、又臨時部に於いて臨時利得稅收入四千三百萬圓、右三口合計十五億五千八百萬圓なりとし、昨年度に比し五億千四百萬圓の増加を示して居る。之れと同時に所謂赤字公債として歲入不足補填の爲め増發せらるゝ公債は五億二千二百萬圓である（此外に特別會計其他の目的の爲め發行せらるゝ新公債發行額二億八千四百萬圓が在る）。換言すれば十二年度の歲出豫算總額は十一年に比し七億三千萬圓にして、内一般行政費の增加三億五千五百萬圓、軍事費の增加三億五千萬圓なるところ、前記增稅額五億千四百萬圓より地方財政調整交付金に充當せらるゝもの二億千萬圓を減じたる純增稅額三億九千四百萬圓は、右一般行政費又は軍事費の孰れか一方のみを賄ひ得。其の他方は全部赤字公債を以て支辨することとなる勘定である。

尙ほ本邦に於ける歲出入の額は大體に於いて本邦輸出入額と同一程度に増減し、また好景氣の年は輸出額の方歲出額を凌駕し、之れに反し不況時は輸出額の方歲出額よりも僅少なるを例とし、例へば去る大正十四年本邦貿易最盛を極めたる時に於いては輸出總額二十三億七千八百萬圓に對し歲出總額十五億二千五百萬圓に止まり、爾來昭和四年世界不景氣襲來の年までは常に輸出の方歲出に比し、三億圓乃至五億圓程度多額を示して居たのである。之れに反し昭和五年には其の勢ひを逆轉し、輸出總額十五億千九百萬圓に對し歲出總額十五億五千八百萬圓となり、更に昭和六年には三億六千萬圓、昭和七年には四億九千萬圓丈け歲出

の方輸出額よりも超過を見るに至つたのである。然るに昭和九年以降は圓再禁の結果輸出の回復を見るに至りしに付、却つて輸出總額は歲出現計に比し一億圓の増加を示し、一昨年に至りては更に其の勢ひを高め、輸出總額二十四億九千九百萬圓に對する歲出總額二十二億〇六百萬圓となり、差引二億九千萬圓の輸出超過となつたのである。然るに本邦は昨年に至り既に輸出貿易受難時期に入りたるに付、本年度以降に於いては前記膨脹せる新財政計畫を以てしては特に有效なる貿易發展策を講ぜざる限り、再び歲出總額の方輸出總額を超過すると言ふ不況時の現象を見るべきを恐る。

## 三

前記本年度に於ける一般租稅收入の増加額五千四百萬圓中、現行內國稅增加三億八千五百萬圓（内所得稅二億九千四百萬圓、相續稅百萬圓、鑛業稅二百萬圓、酒稅一千四百萬圓、清涼飲料稅百萬圓、砂糖消費稅三千二百萬圓、織物消費稅八百萬圓、取引紙稅收入增加四百萬圓）、新設稅收入七千九百萬圓（内財產稅二千萬圓、外貨債特別稅五百萬圓、揮發油稅千四百萬圓、有價證券移轉稅千萬圓、取引稅三千萬圓）、關稅增額三千八百萬圓、新設外國貿易統計稅四百萬圓、輸出統制稅四百萬圓及び印紙稅收入增加四百萬圓である。而して右關稅收入増加額見積りの基礎は、昨年關稅收入豫算一億五千八百萬圓に對し、本年度は之れを一億九千六百萬圓と見積れるものなるが、前論文に於いては右三千八百萬圓なる一般關稅收入の上に二割方の増加のみあるものと見て論じ置けるが、政府に於いては前論文中特に吾人が反対し置ける輸出稅及び貿易統計稅を新設し、兩者より各四百萬圓の増加を見積ることは看過すべからざる所である。

さて客年十一月二十七日閣議決定後次期議會に提出せらるべき關稅改正案の要旨、並に貿易統計稅及び輸出統制稅の新設について、政府は左の通り非公式に説明するところがあつた。

一 重要產業又は原料に關する國策に對應するための輸入稅率及び關稅制度の改正 重要產業又は原料に關する國策の樹立に對應して之が遂行に資するため、輸入稅率及び關稅制度に適當改正を加ふるの要あり。即ち重要產業又は原料國策に關するものにして現に輸入稅を課せられ居るも外國品との競爭上又は代用品の生産上輸入稅に依る保護未だ十分ならずと認むるものに對しては、相當稅率を引上げ、又現在無稅の原料品に付いても國策上必要と認むる品目に對しては適當課稅すると同時に、輸入稅免除制度に關しても適宜改正を爲さんとするものなり。

二 輸入稅率の一般改正 現行輸入稅に付いては大正十五年以來今日まで一般的には之が改正を爲したことなく、その間產業の發達及び内外經濟事情の變遷顯著なるものありたるに鑑み、この際各品目間の課稅負擔の權衡及び新興產業の保護助長の見地より、消費者の負擔を過重ならしめざる範圍に於いて稅表全般に亘り稅率の改正を爲すものとす。尙ほ昭和七年法律第四號（輸入稅の從量稅率に關する件）及び大正十三年法律第二十四號（賚澤品の輸入稅に關する件）は輸入稅率の一般改正に伴ひこれを廢止するものとす。

三 外國貿易統計稅の新設 本邦國際收支及び國際通商關係の現狀に鑑み、外國貿易統計を整備改善するの要あると共に、外國貿易の振興に關する施設を整備擴充するの要あり、これに要する經費に充つる目的を以て本稅を創設し、輸出入貨物に對し大體從價千分の一程度の極めて輕率なる課稅をなさんとするものなり。

四 輸出統制稅の新設 各國通商政策の現狀に鑑み、外國貿易の伸展を圖る爲め特に必要な施設に要する經費に充つる目的を以て本稅を創設し、輸出品中一部のものに對し大體從價百分の一程度の輕率なる課稅を爲さんとするものなり。

右により先づ挽びべきことは、第一其の制定の際暫行的立法と稱せられたるに拘はらず、爾來十二ヶ年の久しき不評判の間に存續し來りたる大正十三年制定の賚澤品關稅法が廢止せらるゝことである。第二輸入物品の種類及性質を吟味したる根本的關稅改正が行はるゝこととなり、從つて昭和七年法律第四號により圓貨下落の際に設けられたる從量附加稅が廢止せられたることである。第三に關稅制度の上にも修正が企てられ、後に述ぶるが如く複關稅規定が挿入せらるゝとの事である。前二者は以て產業及財政上より見たる各稅率間の不權衡を矯正するを主たる目的とするが如きも、吾人は右により對外關稅交渉上有利なる立場を把握するに至るべきを期待し歡迎するのである。從來幾多の國際會議に於いて本邦關稅率の比較的低率なるを説くに當り右賚澤品關稅法の存續の爲め其の所謂の徹底せざりしを屢々遺憾とする經驗があつたのである。又圓貨下落の際設けられたる從量附加稅の廢止により本邦國定稅率も簡單となり、特定國との互惠關稅交渉が容易となるべきを期待するものである。更に外國輸入品と競争する本邦產業は一層の保護に浴することとなり、夫れ丈け互惠關稅協定締結の餘地が出来るのである。而して右の如き關稅引上げに對し、關係諸外國の中には現行條約の廢棄をも敢へて辭せざるべき態度を以て關稅引下方を交渉し來るものなきを

保せざるに付き、本邦に於いては右對抗手段として後段述ぶるが如き複關稅制度設定の必要が益々生ずるのである。當局説明中には、次回の改正關稅は必ずしも關稅增收を目的とせず、寧ろ重要産業又は原料に關する國策に順應する爲め輸入稅率の改正を爲す事、即ち外國品との競争上又は其の代用品の生産上、輸入稅による保護未だ十分ならざるを認むるものに對し關稅引上げを爲すに在りとするが、後段述ぶるが如き繭、魚油、亞鉛、鉛、石油、ガソリン、パルブ、自動車及び自動車部分品、飛行機、電動機、發動機、内燃機關、染料、硝子、木材等は斯かる性質に屬するが爲め今後は相當重稅を受くるに至るべきものと思考するも、本邦に殆んど生産なき羊毛に對し從價五分を課するに至りしことは、其の理由を解せざることである。

## 五

之れより先客年十一月十七日開催の大藏省主催關稅調査會に於いては、贅澤品關稅廢止の外左記要項に基き複關稅制度を次期議會に提出することを決定したと傳へられた。

- 一 各國通商政策の現状に鑑み複關稅法を制定し、通商條約締結國に對しては條約の廢棄を防止すると共に、無條約國に對しては通商條約の締結を促し、以て本邦外國貿易の伸展に資すること。
- 二 本邦との間に本邦の生産品に對し關稅上最惠國待遇を與ふる條約なき國の生産品にして複關稅法別表に掲ぐるものには、關稅定率別表による輸入稅の外複關稅法別表による輸入稅を增課する。
- 三 複關稅法による輸入稅は同法別表に掲ぐる各品目につき關稅定率別表による輸入稅の十割程度とすること。
- 四 通商條約によらずして本邦の生産品に對し最惠國待遇を與ふる地域及び關東州の生産品に對し、必要ある時は別に勅令を以て最惠國待遇を與ふることなし得る途を設くること。
- 五 以上の如き主義に従ひ審議せらるゝものは凡そ七百品目（稅目數）に達する見込み。

以上幹事會案は大體に於いて其の當を得たものと思考せられたるが、其後に於ける新聞情報等を綜合するに、右幹事會案第5項に掲ぐる所謂七百品目（後段述ぶるが如く政府決定案によれば、五百七十七品目となる）と言へば、總稅目千七百餘に比し僅かに四割に相當するに過ぎず、併も輸入品中無稅品は全部除外せられ居ることであるから、其の趣旨内容に於いては、吾人の主張する複關稅案を去る甚だ多きものゝ如くであつた。尤も國際經濟週報客年十一月二十六日號によれば、右に對する外務

省原案とは左の如きものであつたとのことであつた。

- 一 専ら無條約關係を防止する目的を以て現行關稅制を改正し、新態様の複稅制を採用すること。
- 二 輸入稅表の稅率を複式として左記標準に從つて高率（第一欄）稅及び低率（第二欄）稅の兩稅率を設けること。
  - (1) 條約により本邦の生産物に對し最低稅率又は特別の便益を附與する國の生産物に對しては低率の關稅を課すこと。
  - (2) 右以外の國の生産物に對しては高率の關稅を課すること。
  - (3) 條約によらざるもの(1)項の便益を附與する國の生産物に對しては勅令を以て地域及び物品を指定することを得。尤も一定の數量を限り又は稅目的細別をなすことを妨げず。

三 現行の關稅率を低率の稅率とし、高率の稅率は大體左の標準によつて各品毎に決定すること。

- (1) 無稅品從價二割増。
- (2) 原料品二割増又は從價一割増。
- (3) その他五割乃至十割増、從量稅は十割増、從價稅は五割増とするも可なり。

- 四 國家經濟上の必要に基き、關稅上優遇をなす要ある物品については、勅令を以て地域、物品を指定し低率の關稅を課することを得。尤も一定の數量を限り又は稅目的細目をなすを妨げず。
- 即ち外務省原案によれば、最高稅率を第一欄に置き、以て正式の複關稅制の場合の如く最高稅率を以て一般稅率と爲し、最低稅率は是等條約國又は本邦品に對し最惠國待遇を附與する國の生産物に對する優遇的關稅の外觀を呈せしめんとするものである。又右最高稅率の數も限定せず、之れを一般輸入稅品に及ぼし、且つ本邦に於いて無條約國關係に陥るの虞れある對手國の多くが原料品輸入國たる事態に鑑み、無稅品に對しても從價二割の最高稅率を設けんとするに在る。殊に外務省案第四項に掲ぐるこれらの條約により、最低率を受くる資格を有せざる無條約國の生産物に對して、勅令を以て一部又は全部の最低稅率を附與し得る仕組とすることは、對外交渉上又は本邦生産業の擁護上絶対に必要なることである。無條約國產物に對しては必ず最高稅率を課すを要すとなすは各國に例なき法制であり、之れが爲め無條約國關係を關稅戰爭に昂進せしむる虞れがあり、更に原料品に對する最高稅率の適用の爲め本邦重要產業が却つて打撃を受くるが如き場合を生ずるのである。

更に政府案として（一）所謂輸出統制税及び（二）貿易統計税の新設を決定せるは甚だ遺憾なる次第である。政府當局に於いては兩稅に對する民間諸團體の反対強硬なるに鑑み、（一）より生ずる收入は之れを一般會計に編入せず、専ら輸出獎勵の使途即ち特定輸入品の補償資金（例へば南米、南阿よりの羊毛買付補償金）に充當するの意向なり。從つて此の趣旨を商工省立案の輸出入統制法中に規定するも差支なしとの意見なりなどと傳へられ、又貿易統計税も亦事實本邦貿易統計事務整備の使途に供するに過ぎずと唱へられた。元來吾人等も今より二、三年前圓貨崩落に基く輸出價格暴落の段階にありては、兩稅の設定に付しむる反對ならず、右より生ずる收入を以て内外貿易助長機關の整備擴充の費途に供すべしとの主張を爲したことありしも、今日は既に本邦產業の改善及び圓貨崩落に基く所謂良品廉賣の武器も略ぼ出切と爲り、根本的貿易政策轉換を必要とする時期に入らんとする折柄に付き、此際各國に殆んど類例なき輸出統制税、貿易統計税等の賦課により輸出を阻害すべきに非ず、輸入求償制資金の公平なる捻出方法も所謂貿易中権機關の設定後輸出入組合との協議により決定せらるべきものと思ふ。與見によれば、今後に於ける本邦對外貿易政策としては所謂關稅輕減、輸出入求償等を包含せる廣汎なる範圍の互惠協定の締結に一步を進むべきものにして、一部論者が強硬に主張する所謂輸出統制を背景とする求償主義の如きは、寧ろ本邦貿易政策の一端と云ふべきものに屬し、之れが適用は權宜の手段に外ならずと云はざるを得ない。

## 七

密年十二月二十二日公表せられたる關稅定率法改正案に依れば、定率法に掲げられたる總稅目千六百十（稅番數は六百四十七）中稅率の改正せられたるもの九百六十四、內稅率の引上げられたるもの七百五四（內有稅品六百九十二、無稅品六十二）、稅率の引下げられたるもの二百十、稅率の据置かれたるもの六百四十六（內有稅品五百三十四、無稅品百二十）にして、大正十五年以來曾て見ざる大改正である。而して本改正の結果有稅品輸入額に對する平均稅率は現行一割より二割一分に又輸入總額に對する平均率は現行六分より七分に各一分宛増徵することとなるといふ。加之、一般關稅定率法と別個の單獨法律として複關稅法を制定し、前記稅目千六百十中の五百七十七に對し無條約國品稅率を設くこと、又右無條約國品稅率は關稅定率法所載稅率の十割増、即ち倍額を以て充つことゝし、尙ほ前段述ぶる關稅調查會の幹事案の形式は調查會に於いて幾分變更を蒙り、向後に於

ける貿易の情勢により更に勅令を以て關稅調查委員會の議を經て、右無條約國品稅率に對し追加及び削除を爲し得ることゝなつてゐると云ふ。

依つて以下其の内容に付き検討する所あらんに、

## （一） 關稅引上げの程度は他の一般增稅に比し必ずしも寛大ならず。

政府は今回の關稅改正により有稅品及び總輸入額に對する引上率は何れも各百分の一に過ぎずと云ひ、一見輕微の引上げの如きも、よく其の内容を檢するに必ずしも然らず、有稅品輸入平均稅率は統計稅を合すれば二二%となり、昭和六年金再禁の結果輸入物價下落を來し本邦關稅率割高となりし時代に二四・〇九%を示したる年以外を除き、本邦關稅史上曾て見ざる高率となるのである。大正十四年本邦貿易最盛時代には一二・五九%、昭和四年圓再禁前に一七・二五%なりしを顧みれば、右二二%の課稅新平均率は決して低いとは言ひ得ないのである。併も右引上げによる關稅收入額は昭和十一年度豫算額一五八・〇一千圓（昭和十年度實收額一億五千三百萬圓）に對し三八・〇二六千圓増、即ち二四%の增稅となるものであり、更に之れに貿易統計稅四・二八〇千圓、輸出統制稅三・九八二千圓を併合すれば實に二割九分餘の引上げとなるのである。尙ほ繰返して云ふべきことは、關稅の引上げは同種國內製品に對する價格の引上げとなるにより一般增稅の場合と異り、其の收入全額の二倍三倍にも一國民は其の引上げの影響を受くることゝなるのである。

## （II） 或種原料品及び機械類に課稅するに至りたるは輸出貿易に對する打擊たるを免れず。

今回の關稅改正に於いて有稅品平均率の引上げが僅かに一分に上りたるに止まるは、從來の無稅品が有稅品に轉換したるによるところ多し。即ち若し今回の改正により一切無稅品に對して據置かれたるものとせば有稅品平均率は現行二〇%より二二・八%（統計稅を加算すれば二二・九%）に引上げらるべき勘定となる。昭和十年の統計に於いて有稅品輸入額七億六千四百萬圓に對し、無稅品輸入額十七億〇八百萬圓に達し、右無稅品の有稅品輸入額に對する割合は七〇%對三〇%であるが、今回の關稅改正の結果從來無稅品たりしものを有稅品となるもの羊毛その他多額に上ぼるに付き、昭和十二年に於ける推定輸入額二十八億圓中有稅品輸入額九億三千三百萬圓、無稅品輸入額十八億六千七百萬圓となり、其の無稅品の有稅品に對する割合は六七%對三三%と稍や下降するに至るは遺憾である。實際の品目中に付いて見るも、例へば或種芳香性揮發油、檜入オリーブ油、魚油及び鯨

油、木精、繭、眞綿、羊毛、金剛砂、砥石(粗)、石膏等の原料品が新たに有税品となり、就中日濱交渉の波動を受け所謂羊毛國策なるものに煩はされ殆んど本邦に生産なき羊毛に對し從價五分の關稅を課すに至りたるは吾人其の可なるを知らず、昭和十年に於ける羊毛輸入額は實に一億八千六百萬斤、此の價額二億九千三百萬圓に上るにより、之れに新關稅率「洗上げたるもの」とし毎百斤一二・〇〇圓を賦課すれば關稅負擔額「千九百萬圓の多きに達し、また假りに洗上げざるもの」とし毎百斤五・四〇圓を課するも關稅額一千萬圓の多きに達す。以て本件は收入の上より言へば、今回の關稅改正中最要部分を示し、他面折角發達の緒に向ひつゝある輸出毛織業に打撃を與ふるの虞れある外(一昨年に於ける毛織絲及毛織物の輸出總額は四千二百萬圓に達す)、一般軍民の被服費を嵩上せしむるに至るであらう。依つて羊毛課稅は此の際ひ止まるべきでないか。同様本邦に生産未だ不充分なるボイルド油、椰子油、牛脂、ワゼリン、ペイント及び塗料、石膏(粗)等に對し稅率を引上げ、更に農工器具、瓦斯水道其他計量器、發電機、繼壓機、縫衣機、紡績機、織布機、金屬木工機械類に對する稅率引上げは、特殊外國製品の輸入を必要とする本邦產業又は一般家庭にとり打撃たるを失はざるべし。尙ほ關稅改正の結果總輸入額に對する平均率が一分を増して七分となるは相當多大なる引上げと云ふべく、右は歐洲大戰後昭和六年圓再鑄當時(九・〇四%)以外には見ざる高率となるのである(大正九年には三・一九%、大正十五年には四・二三%)。

### (三) 奢侈品關稅法中に掲げられたる物品は一率十割なりしを改めて其の性質により差等を設けたこと。

例へば絹製品、貴金属製品は從價十割に止め其他は從價八割、從價六割、從價五割稅品等に分類せるは、奢侈品關稅法制定の際に於ける缺點を匡正せるものにして、當局の勞を多とすべきである。併し之れと反対に生活の必要品と認めらるゝものに對し、其の外國輸入品たるの理由により奢侈品と看做し重稅を課せんとする傾向あるは酷と言はざるを得ぬ。例へば前記縫衣機、計量器等が重稅を受くるに至りたる外、一般藥材が從價三割より三割五分に、鉛筆、インキ、封蠟は從價三割、四割又は現行從量稅の三倍に、印刷料紙、圖畫用紙等が現行從量稅率の五割又は十割増しに引上げられたる等は、文化増進の見地より面白からぬものと云ふべきである。殊に一般論として稅番六四七號ニノ乙別號に掲げざる普通の完成品に對し現行從價三割五分より四割に引上げられたるが如きは、關稅收入の點より言へば殆んど影響なきところなるに拘はらず、諸外國より見れば本邦關稅率は一般的に從價五分の引上げを見たるが如くに觀察せらるゝを以て、此の種特記なき從價稅品に對しては圓價下落の影響を受け輸入

價格騰貴の今日でもあり、對外關係上關稅を引上げざるを可と認む。寧ろ是等必要品に對する關稅引上げに代るに現行十割關稅を受くる或種奢侈品又は酒類等に對しては從價十割又は現行率以上を課し、また稅番三一罐詰の食料品及び生果等の現行關稅從價十割乃至八割に減ずる代りに十割据置乃至從價八割位に止めて可なりと思考す。

### (四) 所謂國防產業保護の見地より關稅の引上げを爲したこと。

火薬、爆發藥、銳砲、或種鐵鋼及び其の製品、建築用材、自動車及び其の部分品、内燃機關等に對し多大の引上げを爲し、ステーブル・ファイバー及び航空機に對し從價二割の稅率を設け、更に鉛、錫、錫、亞鉛の屑及故に對し課稅するに至りしは止むを得ざるの措置と云ふてよろしい。從來問題となりたる鐵の屑及故に對し依然無稅に据置けるは、別途に銳鐵を無稅の議決定せるが爲めなりと思ふ。毛織物一般及び稅番四四四ノ乙硝子中板及び稅番四四五金網入硝子板に對し約二倍乃至四倍の從量稅を引上げたるは注目に値ひするところ、前者は原料課稅の權衡上、後者は國產保護の目途に出でたるものと思はる。

### (五) 稅率協定と新關稅との關係

自動車の稅率は從價五割より從價七割に引上げられたるも、右は日佛協定により從價四割九分に引下げらるべく、また自動車部分品に對しても同協定より新國定稅率の八三・三%に引上げらるべきに依り改正率從價六割とあるものは從價約五割に引下げらるゝ次第である。其他鱈の油漬、天然バター、葡萄酒類、石鹼、薰香類、毛絲及び毛織物の一部、双眼鏡類及びメリヤス機械に對しては夫れぐ現行率に對する一定の割引率があり、また稅率引上げ實施に付けては五ヶ月の猶豫期間がある。

伊國との協定稅品たる罐詰の蔬菜及び果實、ショロン、マカロニイ類、ヴェルモット及びマルサラ、樽入葡萄酒、芳香性揮發油の一部、罐入オリーブ油、食用綿布、フェルト製帽體及び帽子、アイボリーナット並に角製錐鉗に付いては稅率固定の協定あるを以て一應新關稅率を實施するを得ず。然るに伊太利側は日伊協定品に對し既に久しく伊貨下落の程度丈け協定稅率を引上げ居れるを以て、本邦側に於いて之れに倣ひ圓貨下落の程度迄協定の適用稅率を引上げ差支えなきこと前論文記述の通りである。

(六) 今次關稅改正に於いて米及び穀、小麥、小麥粉、粟、大豆、牛肉、鳥卵等の主要食料品の關稅を据置けるは適當の措處と言ふべきである。

砂糖に對しては既に從價十割以上の重稅となれる現行稅率に對しては、寧ろ昭和七年の附加稅支けなりと引下げ方を希望せる次第なるが、結局附加稅の儘置を見るに至つた。願くは糖業聯合會に於いても消費稅の一部を其の獨占的利益中より賄ひ、消費稅額の增加支け糖價の引上げを見るが如き破目に陥らざらんことを。尙ほ今回の關稅改正に於いて稅率の引下げられたるもの二一〇と言ふも、其中目星しきものは奢侈品を別とすれば、ザルチル酸、石炭酸、グリセリン、人絹の一部あるに過ぎぬ。以て元來關稅保護は幼稚産業の保護助長に在るに付き特定産業の成熟と同時に、右保護關稅の引下げを見るべきものなりとの理論が容易に實行せられざるものなるを知るに足る。砂糖の如きも其の最適例である。

(七) 滿洲國生産物に對する特惠は未だ充分考慮せられざるは遺憾である。  
併し銑鐵に對する關稅が當分の内とは言へ免除せられ、滿洲國關係の小麦、大豆、粟等に對する關稅が据置かれ、また一般木材の關稅が引上げられたるに拘はらず、滿洲產紅松の關稅が無稅となり、更に關東州特惠關稅中に硬化油が加へられたるは歡迎すべき次第である。本問題は寧ろ根本的に研究を進め、特惠稅率設定を目的とする列國との條約改正又は一般戻稅制又は獎勵金下附による特惠制度實施に至らんことを希望せざるを得ぬ。蓋し日滿特惠關稅は現下に於ける世界の經濟界不安定の際に於ける相互的機宜の措置として至急解決を要すべきものと思考せらる。

#### (八) 複關稅制設定の形式は更に補強を必要とする。

政府案による複關稅制は、關稅定率法第四條の一般化又は通商擁護法の一活用とも見るべき無條約國產貨物に對する適用稅率の形式を探りたるが如き故、勢ひ一旦之れが實施を見るも、本邦生産業に對し最少限度の打撃を與ふる輸入物品に限定せられたるに付、吾人の希望を去る甚だ遠きものと言はなければならぬ。現に稅目數は五七七の多きに及ぶと言はるゝも、其の中目覺しきものは大麥、麥芽、小麥粉類、果實、バター、コンデンスマilk、葡萄酒類、別號に掲げざる酒類、珊瑚及び珊瑚製品、芳香性揮發油、石鹼、薰香類、齒磨粉類、藥材、人造絹、絹織物、地氈、帽子、眼鏡、黃銅、釦類、懷中時計、双眼鏡、寫眞機、活動寫眞、運動用具等に過ぎずして、重要輸入品を包含して居らぬ。また原則として無稅品を其の適用より除外して居る。併し兎に角本邦に於ける複關稅法の制定は、明治四十三年小村條約改正以來の懸案を解決せる劃期的一事業と言ふべく、又關稅調査會の修正により後日勅令を以て品目を追加又は削除し得ることとなりたるに付き、今後の運用によりては相當の效力を發揮し得るに至るものと言はざるを得ぬ。只だ今日の儘の稅目にては其の性質上伊、佛、獨、米、瑞西、白等との無條約關係出來を阻止するに幾分の効ありと言ひ得るに過ぎざるに付き、之れに前記委任勅令の運用により、外交上の必要あるときは無稅品をも包含する輸入重要品を追加し、又無稅品を追加したる場合には之れに從價五分を課すこととなすと同時に、他國に於ける一般複關稅制度の實例の如く、更に勅令を以て外交上又は國內産業の保護上必要ある場合には地域物品を指定し、無條約國品課稅の適用を除外し又は右適用稅率の輕減を爲し得べきこと、關稅定率法第三條に類する規定を設くるを要す。尙ほ本複關稅法制定後に於いても、通商擁護法は之れを存續するを要するは勿論である。序ながら、商工省にて今期議會に提案研究中の輸出入統制法は之れが制定方に付き強ひて反対すべきでないが、元來右様立法は傳統的本邦の通商自由主義に杆格し、對外交渉上本邦の立場を弱むるに至る外、嚴格に言へば日佛條約第六條及び日伊條約第九條に抵触するに付き、制定後も其の適用は出來得る支け局限すべく、又政府が直接爲すよりも成るべく組合を以て行はしむるを可とすべく、從つて互惠求償による運用を主目的とする通商擁護法は、右統制法制定後と雖も依然之れを存續し置くこと可なりと認む。

(九) 前記各項を記述し終りたる後、特に思はるゝことは今次本邦關稅改正が其の稅率の決定、奢侈品關稅及び昭和七年從量附加稅の廢止、複關稅制度の採用、國防その他必要產業の保護、不必要外國輸入品に對する稅率の引上げ等、幾多當局苦心の跡を窺ひ得るものあるも、之れと同時に依然として產業及び財政上の見地よりせるところ多く、對外貿易の發展及び對滿經濟接近の二點は動もすれば前記二見地よりせる必要に制振せられ居るの氣味がある。殊に折角採用せられたる劃期的改正の複關稅制度も、甚だ彈力性を缺き、一向向後の修正及び其の運用如何に俟つの外なく、他面羊毛を始め幾多原料品、機械類が新たなる課稅を受くるに至りたる外、輸出統制稅及び外國貿易統計稅の新設等輸出產業の前途多難來を一層加増せしむるものがあるにより看過し得ざるものがある。是れ貿易中権機關の存在せざる今日止むを得ざる事とは言へ、產業及び外國貿易の伸張を主唱し居る政府として再考すべきであり、又今後立法府に於いて民間要望をも參照し、右對外貿易發展の見地より更に慎重審議すべきであると思ふ。

最後に關稅改正の要綱を了解する爲め、特に關稅の引上げ、引下げありたる數品の稅率比較表を示さん。

稅 種	品 目	單 位	現 行 稅 率	國 國
六五	シャンパン	每百リートル	六一〇、〇〇	一二九、五〇 (二二八、七五) (八六〇〇)

一一二の二の乙	燈油	每百リートル	四一、〇〇	二八、五〇
△一五八	ザルチル酸	每百斤	四〇、〇〇	六〇、七五
△一五九	石炭酸		一一、〇〇	一一、一九
一六四の一	精製苛性曹達		一一、七〇	一一、六二
四四四の一乙イ	硝子中板		一三七、〇〇	五五、六二
△一九八	火薬 グリセリン		一五、〇〇	七、二八
一三一の二			一四六、〇〇	三九、八二
一六二の二の乙	印刷用固形インキ		一四五、一〇	一四、五一
一七五の二の甲	生亞麻織絲		一一、七〇	一一、一〇
一八二の二の甲	羊毛(洗ひたるもの)		一一、一〇	無税
三〇一の二の甲の二	毛織物(重)		一一六、一〇〇	八七、三四
一八五	爾繩	從價	一〇%	無税
二八七の二	生絲	從價	一〇〇%	從價二五%
二九〇の二	人造綿 人造綿 其 他	從價	一〇〇、一〇〇	一〇一、一五
二九八の八の甲の三	綿織物(平織)	每百斤	五〇、〇〇	一六、一〇乃至四〇、五〇
同上、乙	同上(漂白のもの)	"	四一、〇〇	五三、〇〇
同上、丙	同上(染めたるもの)	"	七一、〇〇	三一、一〇乃至五五、〇〇
三六二の乙ロ	印刷料紙(新聞用以外のもの)	每百斤	五、三〇	二、九七
四六二の二	鐵條竿	"	一、五〇	一、四八
同上五の乙の一	葉鋼	"	一、九〇	〇、九四
四六六の一	錫塊鏡	"	一、一〇〇	五、〇六

備考 △印は關稅輕減品を示す。

	從價			
四七一	日耳曼銀	一〇%		
四七七の二の甲	鐵釘	九、〇〇	三、二四	
四八四	建築材料	六、三〇	四、八六	
五八八の一	縫衣機	六二、五〇	一一一、〇〇	
五九七	紡績機械	二〇、九〇	九、三一	
五九八の一	織布機械	一八、三〇	七、八九	
六一二の二の己の五の八	ドグラス・ファー(厚物)	每百立方メートル	四、一〇	三、四〇

右に對し政府當局に於ては輸出統制稅及貿易統計稅により輸出業者の受くべき負擔は徴々として論ずるに足らざるものなること、又複關稅品目は勅令の規定に委ねあるを以て今後必要により如何様にも増加變更し得るものなることを締明した。

要するに馬場關稅改正は大體に於て其の當を得たるものなりしに付、先づ之を成立せしめ其の後之を基礎とし諸外國との間に廣く互惠協定の交渉に入る場合には以て本邦貿易を好轉し得べきものと思考せられたるも、不幸にして右廣田内閣は昭和十二年二月崩壊したるが故に内閣直屬の大貿易局設置案は其の儘闇に葬られ、又馬場關稅改正案は議會衆議院中次いで立ちたる林内閣による帝國議會の解散の爲其の儘葬むらることとなつた。

林内閣に於ける結城藏相は専門當局多年苦心の結果になる馬場關稅改正案に付ても差したる考量を拂はざりしものと見え之を次期議會に提出することなく却て時局の要請により昭和十二年四月十五日の緊急勅令を以て銑鐵及鋼材の輸入稅免除を實行するに至つた。又右林内閣も亦短命にして十二年六月四日近衛内閣に代りたるが、同年七月七日には蘆溝橋事件勃發、朝野は不擴大方針の下に之が善後措置に没頭せざるべからざることとなり、多年朝野が囁きを有する所である。

關稅改正問題も亦永久に闇に葬らるゝところとなつた。

因に馬場關稅改正案中の輸出統制稅の設置は前記の如く民間に於て反對甚だ強かりしが、當時に於ける本邦貿易統計の内容を精査するに右は政府當局に於て辯明したるが如く、輸出貿易上差したる影響なきものと認めざるを得ざるものであつた。即ち昭和七年乃至十二年に至る六ヶ年間の圓崩壊後に於て單價計算による年平均本邦輸出量は圓下落による輸出品の價格廉賣の爲め一五四・一（昭和四年一〇〇とす）に增加せるに對し、輸入量は僅に一〇九・四（同上）に增加したに過ぎない。即ち若し輸出入品共昭和三年同様の單價を維持して居たれば右六ヶ年間に實に三十一億千五百萬圓の輸出超過となるべきものであつた。然るに現實は右六ヶ年間に八億四千萬圓の輸入超過と、正貨出超八億千百萬圓を見たのである。換言すれば圓價下落による廉賣の爲め合計三十九億五千五百萬圓の損失を爲したりとも言ひ得るのである。從て少くとも特定市場向本邦輸出品に對し適當程度の輸出統制稅を課すことは不都合と云ふべきものでなかつた。而も政府は右收得せる輸出稅額を利用し之を特定市場例へば南中米又は近東よりの買入貨物に對する補償金に充當する腹であつた。只當業者として斯かる輸出統制による收入を輸入貨物の補償に充つると云ふが如き機微なる工作は政府の手によらず地域別輸出入組合の活動によることを欲したのである。

上記昭和四年十月世界恐慌勃發時より昭和十二年七月支那事變發生迄に於ける國內經濟情勢を通觀するに、昭和四年恐慌後に於ける世界物價低落の趨勢は本邦に對し昭和五年一月に於ける金本位の復活により更に拍車を掛けた。而して右物價低落による打撃は歐米諸國に於ても然るが如く、本邦農家に採り最も烈しかつた。昭和五年十一月濱口首相の遭難以來の幾多不祥事件の續發も之に關係するところありと言はざるを得ぬ。圓再禁後は本邦外國貿易は世界大不況の最中に外見上好況なるかの如く見えたるも、右は廉賣による輸出數量の増加たるに止り、之を正貨に換算すれば其の縮少振りは他の世界各國の夫れよりも幾分有利なりと云ふに過ぎなかつた。而も毎年入超を重ね終に本時代に延し併も充分之れを實驗するの機なくして了つたのである。

### 第三款 第三期に於ける本邦通商政策

#### 第一 支那事變後に於ける關稅改正

昭和十二年六月四日成立の近衛内閣に於ては同年七月七日支那事變に際會し、之れを機とし本邦は從來に於けるが如き關稅を主たる對照とする互惠協定の締結による通商政策より一步を進め、輸出入品の制限禁止と外國爲替の許否とを根幹とする全面的統制政策に出でざるを得ざるに至つた。之が爲め曩に昭和十二年一月八日馬場藏相時代に於て強化せられたる見越輸入防止の爲め實行するに至りたる外國爲替許可制を全面的に輸入品全部に適用する方針に改め、而して右物品の輸入許可と外國爲替許可とが商工、大藏兩省に分屬せるによる行政事務の複雜化を緩和する目的を以て近衛内閣に於ては池田大藏大臣をして商工大臣を兼ねしめ、以て貿易事務の一元化に資することとした。斯くて廣田内閣が企てたる貿易中樞機關設置問題は之を後日に延期することとした。關稅改正問題に付ても昭和十二年八月開催の臨時議會に於て差し當り支那事變に對應し關稅改正の必要ある少數範圍の物品のみに限定することとした。其の要領は、

一 磺油、自動車及び其の部分品、針布、ペアリング・ボール、カツサヴァ・ルート、變性糖蜜等に對する輸入稅の引上げ（石油に付ては課稅單位を毎百キロ・リートルに改め餉出油液量の原油に對する比率により課稅率に差異を設く、自動車は舊稅率從價五割を七割（日佛協定稅率四割九分）に引上げ部分品も之に準じて引上げ）

二 人造石油、頁岩油、石炭ガス、新聞用紙を無稅とし其の他の軍需上特に必要なる一、二物品の關稅の引下

三 銑鐵及び鋼材の輸入稅の免除に關する昭和十二年四月十五日付緊急勅令の法律化

四 昭和七年法律第四號に依り圓貨下落の結果生ずる關稅輕減を防止せんが爲從量稅品の上に設けたる三割五分の附加稅を砂糖、苛性曹達、綿織絲、毛織絲、毛綿織絲、人造絹、パルプ、印刷料紙、包裝用紙、銅、錫、亞鉛、真鍮、青銅の十四品に對し之を免除すること。

等である。蓋し其の目的とするところは非常時に於ける軍需關係物品及び生活必需品の外國よりの輸入を容易にし且非當時下の一般物價の騰貴を抑制せんとするに止り、何等關稅工作により輸入超過を抑制せんとするが如き意圖を有せざりしものである。從て昭和十二年に於ては前記の如く商品輸入超過六億〇八百萬圓、正貨出超三億八千八百萬圓と云ふが如き未會有の數字を示し、關稅も總輸入額に對する平均負擔率五・二一%（有稅品平均率一二・六%）と云ふが如き略々大正十四年當時の低率となつた。又無稅品輸入總額に對する比率も、昭和十年に六九・一%なりしものが、昭和十二年には七二・〇%に增加した。

## 第二 支那事變後に於ける本邦通商政策

支那事變後に於ける貿易政策は單純なる輸出增進策を講ずるを以て満足せず、（一）支那事變に基く軍需品、（二）生産擴充に必要な資材、（三）圓ブロック外地域への輸出増進に必要な原料の輸入に必要な外國爲替資金の獲得に其の重點を置かざるべきなり、而も是等本邦との輸出入先は外交關係惡化の爲め輸出入の上に障害を蒙るの恐

れ少なき南米諸國の如き中立國又は獨伊の如き樞軸國（昭和十八年一月二十一日付經濟協力に關する日獨及日伊協定）を重視する政策を探らざるを得ざるに至つた。從て昭和十二年後の本邦貿易關係は英國及其の屬領地との間には漸次縮少し、敍上中立國及樞軸國並に米國等との貿易關係が之に代りたる形跡がある。關東州、滿洲、支那の所謂圓ブロック地域への輸出は前記本邦に必要な外貨獲得に役立たざる爲め出來得るだけ之を制限するの方針採用せられたるも、滿洲及北支に於ては本邦圓と等價本位の國幣又は聯銀券を採用せるが爲め、又中支に於ては支那事變により支那國政府の法幣下落せる爲め、又之に反し本邦に於ては昭和十四年九月十九日公布の物價停止令等により物價の引上げを抑制せるが爲め自然本邦產貨物は右關滿支への流入を刺戟することとなり、右抑制方針に拘らず是等方面に對し本邦は巨額の輸出超過となつた。政府が昭和十五年中有力なる東亞輸出組合を組織し、是等方面への輸出を統制し、右統制の爲め得たる輸出統制料を以て補償金に充て、是等方面よりの物資輸入を獎勵せざるべきからざるに至りしは之が爲めである。

上記の如く支那事變後に於ける本邦貿易政策は單純なる互惠求償政策よりも、更に一步を進め政治、金融、通貨に關する考量を加へたる統制政策に出でざるべきからざりしが故に、政府は最早通商擁護法の運用等の如き生ぬるきものにては不充分と爲し、商工省關係に於ては昭和十二年八月十三日公布の貿易及關係產業調整に關する法律及輸入品臨時措置に關する法律を公布し、同時に貿易組合法の制定により貿易組合中央會を設け、又物品別及地域別輸出入組合を強化し、更に前記第三國よりの外貨獲得を便にする爲め輸出又は製造前貸補償制度を設け、又貴重なる外貨を以てせる原材料を國內需要又は圓ブロック行製品の製造に轉用せられざるが爲め各種のリンク制及原材料配給及第三國への製品の輸出を使命とする輸出振興會社なるものを設立した。大藏省に於ては從來原則として除外せる貨物の輸出入に對する外國爲替管理を強化するに至るの外、昭和十二年八月法律第六〇號金準備評價法（明治三十年貨幣法の下に

從來一圓は七五〇ミリグラムなりしものを二九〇ミリグラム、即ち三割八分六厘に引下ぐに基く評價換利益殘額八億圓の中特に三億圓を割き特別外國爲替基金を設定し右基金を以て第三國向輸出用原材料購入に當てしむることとした。固より外務省關係に於ては前記商工、大藏兩省と協力して前記中南米諸國及樞軸國との間に出來得るだけ廣範圍に互惠求償協定を政府自ら又は地域別南米又は中南米輸出入組合をして締結せしむることに努力した。而して前記商工省關係の貿易及關係產業の調整、輸出入の臨時措置に關する一法律は支那事變後に於ける本邦貿易政策の根幹を爲すものなるが、前者に於ては右法律第一條に於ては左記各號中何れかに該當する場合、特に必要ありと認むる時は勅令の定むるところに依り貿易審議會の議を經て期間及び物品を指定し輸出又は輸入の制限又は禁止を爲すことを得となした。即ち

- 一 貿易に關する條約又は之に準ずべきものにより貿易を調節せんとするとき。
- 二 國際收支の適合を圖り又は特定國との輸出及輸入の均衡を圖る爲貿易を調節せんとするとき。
- 三 貿易業者の不當なる競争により輸出品又は輸入品の海外市場に於ける價格の著しき低落又は騰貴、其の他貿易上の弊害を生じ、又は生ずる虞ある場合に於て之を矯正し又は豫防せんとするとき。

#### 四 國民經濟の健全なる發達を圖る爲め重要物資の供給を適正ならしめんとするとき。

蓋し本法律に於ては右の如き廣汎なる場合に對する輸出入制限禁止を勅令を以て制定するの權限を政府に與ふると同時に、右政府の權限が實際の必要以上に行使せらるべきことあるを防がん爲め、右勅令實施に當りては貿易審議會の議を経ることを要すと爲し、右貿易審議會には有力なる貿易業者をも參加せしむることゝした。本法律第一條第一號は昭和九年四月七日公布法律第四十五號貿易調節及通商擁護に關する法律の規定を其の儘茲に寫したものであるが、通商擁護法第一條に於けるが如く其の發動の條件として相手國が本邦商品に對し不當なる措置を採り又は採らん

とする特別の事情あることを必要としない。即ち本法律は非常時的一般的立法であり後者は平時的一般的立法である。従つて當初三ヶ年期限を以て實施せられたるが通商擁護法は其の後本法律の公布に拘らず満期後更に六ヶ年間延長せられたのである。

而して本法律第二號の下に佛國、和蘭等の制度の如く國際收支調節の目的を以て輸入の制限禁止をなし得べく、第三號に依り必要ある場合には特定海外市場に對し輸出品の廉賣又は不正競争を防止矯正し得べく、又第四號により必要な原料資材の輸出制限禁止を爲し得るのである。尤も本法律第一條第一號は通商擁護法と、第二號は外國爲替管理令と重複し、又第三號による輸出又は輸入の統制は先づ後段述べるところの貿易組合法第十八條により組合自治の下に實行することを適當とせられ、第四號は寧ろ後述第三輸出入品等に關する臨時措置法に依ることを容易なりとせらるゝ等の事情により本法律は今日迄全く無用の觀を呈し、従つて本法律所載貿易審議會の如きも未だ一回も開催せられざるの現狀であった。從て商工省としては寧ろ右法律と同時に公布せられたる後者によることを欲した。即ち同法律第一條に於て政府は支那事變に關聯し國民經濟の運行を確保する爲め特に必要ありと認むるときは、命令の定むるところにより物品を指定し輸出又は輸入の制限又は禁止を爲すことを得と定め、第二條に於て政府は支那事變に關聯し國民經濟の運行を確保する爲め、特に必要ありと認むるときは、輸入の制限其の他の事由に因り靈活關係の調整を必要とする物品に付左の措置を爲すことを得るとした。

- 一 命令の定むるところに依り當該物品を原料とする製品の製造に關し必要な事項を命じ又は制限を爲すこと。
- 二 當該物品又は之を原料とする製品の配給、譲渡、使用又は消費に關し必要な命令を爲すこと。

即ち本法律は勅令にもよらず、又貿易審議會に附議もせず、單純なる關係省令を以て殆ど前記第二所載貿易及關係產業調節に關する法律と同一の權限を關係大臣に與るものである。支那事變下に於ける貿易調節は主として本法律

と爲替管理令に依り何れも單なる關係省令を以て自由に施行せられて居ると云ふても過言でない。

先づ本法律第一條に依り商工大臣は昭和十二年十月十一日商工省令第二十三號を以て臨時輸出入許可規則を公布したが其の第一條により甲號製品、即ち

(一) 實綿及繅綿

(二) 羊毛、山羊毛及駱駝毛

(三) 木 材

の三原料品の輸入に商工大臣の許可を要することとした。其の目的は輸出貿易品に必要なる是等の原料が國內消費製品用に轉用せらるゝことを防止し、事實海外輸出品製造に使用せらるゝものにのみに對し輸入を許可せんとするに在りたるが、右の如く海外輸出原料の輸入に對し大藏省令による外國爲替送金の許可の外更に商工省令による輸入許可を必要とするは當業者に取り二重の手續を要求することであり、又後段述ぶるところのリンク制の發達に從ひ必要なきところとなりたるに付、右商工省令による所要許可品目中甲號表は其の後削除せらるゝこととなつた。之と等しく昭和十三年三月二十三日公布商工省令第十號に於ては所謂丁號表なるものを設け、右の内には

(一) 銅鑛、鉛鑛、錫鑛、亞鉛鑛、ニッケル鑛及安知母尼鑛

(二) 白 金

(三) 銅

(四) 鉛

(五) 錫

(六) 亞 鉛

(七) 水 銀

(八) 安知母尼及硫化安知母尼

(九) 真鍮及青銅

の九品を掲げたるが、其の目的たる是等輸入諸非鐵金屬類が専ら軍需又は生産擴充用に使用せられ他の一般民需へ轉用せられることを防止せんが爲であつた。然るに其の後は等物品の國內に於ける配給統制に關し本法律第二條の下に完全なる配給統制規則制定せられたるに及び甲表同様削除せらるゝこととなつた。

本法律第二條に於ては附屬乙號表として所謂不要不急品に屬する所要輸入許可品目を關稅定率法所載番號により二百六十九を掲げた。其の主なるものは

(一) オートミール、茶、冰砂糖及角砂糖、糖蜜、菓子、コンデンスド・ミルク、鳥卵、毛皮、落花生油等の嗜好又は飲食料品

(二) 石鹼、薰香製品、香水等の化裝品及藥品類

(三) 編織絲、絹絲、人造絹、麻織物、毛織物、絹織物、織物製品、衣類等纖維及布帛製品、身邊裝具品

(四) 鉛筆、封筒、紙製品、寫真用乾板、硝子製品、懷中時計、蓄音器、煽風機、樂器、傘、木製品、刷子、玩具、貴金属製品等の器具及雜品

にして大體に於て大正十一年法律第二十四號贊澤品關稅法中に掲上せられたるものである。

次に本法律第四條に於ては丙號物品として輸出制限品を掲げたるが、右制限品目は當初

(一) 兔毛皮、(二)ナフタリン、(三)硝酸、(四)屑又は故製品、(五)綿襪襪、(六)屑紙、(七)安知母尼の七品であつたが、其の後の修正により

(一)豚毛、(二)苧麻類、(三)羊毛類、(四)屑の綿織維、(五)組紐類、(六)故ガニー製、(七)石炭、(八)安知母尼  
鑛、(九)タンクスティン鑛及モリブデン鑛、(十)鐵類、(十一)特殊鋼、(十二)アルミニウム、銅、鉛、錫、亜鉛、真  
鍮及青銅、日耳曼銀、鑛等の非鐵金屬、(十三)醫療器械、(十四)電信機械、(十五)自動車及同部分品、(十六)汽罐  
及同部分品、(十七)蒸氣機關車、(十八)内燃汽關其の他の汽關類及其の部分品、(十九)電氣用カーボン  
等が加へられ合計七八八品となつた。尙本丙號前記輸出許可品目表は其の後の修正により之を甲號と稱せらるゝこと  
となり、現行法に於ては乙號表の輸入許可品目と相對照せらるゝこととなつた。

之を要するに支那事變後に於ては本邦通商政策は互惠求償主義より漸次極端なる貿易統制主義に、更に進んでは貿易計畫主義に躉進せざるべからざるに至りたるが、昭和十六年七月二十五日及二十六日の米英蘭の資金凍結令實施により完全に東亞地域及獨伊樞軸側との求償的計畫貿易に其の重點を置かざるべからざるに至り、而も右求償貿易の差額決済に金を使用するを得ざるが故に東亞全地域に於ては全樞軸國と共に管理通貨を使用し相互の貿易尻決済は中央銀行の介在による清算制度に依存せざるを得ざるに至つた。而して右清算制度下に於ける計畫貿易實行の爲め政府は曩に昭和十六年九月一日重要產業團體令の下に日本貿易統制會を設立し、右統制會をして各種貿易組合を統轄、貿易の統制に當らしむることゝしたが、昭和十八年議會に於て交易營團法を制定し、新設交易營團をして右貿易統制會と既存重要物資管理營團とを併合せしめ商工省、大東亞省兩大臣監督の下に東亞地域（南方軍占領地を除く）及樞軸國との間に於ける計畫貿易の統制及重要物資の貯藏に關する中樞機關たる重責を負はしむることゝした。

## 第七章 戰後經濟破綻時代に於ける本邦條約交渉

### 第一節 概 説

昭和四年の世界恐慌より昭和十六年太平洋戰爭開始に至る間に於て本邦と諸外國に締結せられたる諸通商條約は第一、内田外相時代の戰後條約改正方針によるもの、第二、昭和九年通商擁護法發動の結果に基くもの、第三、求償協定に屬するもの、の三種に分つことが出来る。而して昭和八年倫敦經濟會議決裂迄本邦は諸外國との間に兎に角第一種による條約關係を設定するを得たが、爾後之れを續行すること困難となつた。諸外國の本邦國民、船舶及び貨物に對する種々の制限禁止、關稅の引上げは益々甚だしくなりし爲め本邦は昭和九年通商擁護法を公布し、之れが是正を計り、右の内最も本邦貨物を逆遇するところの加奈陀及び濠洲に對し報復的手段として之を發動せしむるに至つた。其の結果として兩國との貿易關係は稍々改善せしむるを得たるも他の諸外國中本邦との間の既存條約に對し益々廢棄又は制限するの態度を探るもの多きに至つた。依て本邦としては之れに對抗する爲一般世界貿易政策の大勢に順應しなる本邦の如きは之に堪ゆるを得ず、昭和六年には滿洲事變が發生し、更に昭和十二年には支那事變が起つた。其の如き消極的貿易政策を以てしては躍進の途上に在り而も自國の勢力下に「ブロツク」的自由市場を有すること狹小接近するに至りしが故に自然の勢ひとして本邦對外貿易は滿洲、支那、佛印及南米並に樞軸側諸國との間に轉換し種